

## 審 査 基 準

平成12年 8 月23日作成

条 例 ・ 規 則 名：山口県使用料手数料条例
根 拠 条 項：第 4 条
処 分 の 概 要：手数料の減免
原権者（委任先）：山口県知事
条例・規則の定め： 山口県使用料手数料条例施行規則第 6 条第 1 項（減免理由及び減免額）、 同条第 2 項（減免申請書の提出）、同条第 3 項（減免の取り消し）
審 査 基 準： 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免する。 「特別な理由」とは、次の事項に該当する場合をいう。 1 国又は地方公共団体が行う場合 2 集会、集団行進及び集団示威運動等に関する関係各市条例に基づく 公安委員会の許可を受けた場合 3 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が 行う場合 4 消防、避難、救護等の訓練を行う場合 5 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、幼稚園及び児 童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により知事に届出又は認可 を受けた保育所が教育、保育目的のために行う場合 6 公益を目的に設立された法人又はこれに準ずる団体が、広報活動、 寄付金募集活動等を行う場合で公益性があると認められる場合 7 社会奉仕活動として行われる清掃活動等で公益性があると認められ る場合
標 準 処 理 期 間：7 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請書は、使用する道路の場所を管轄する警察署の交通 課の窓口提出してください。
問 い 合 わ せ 先：警察署 警察本部交通規制課
備 考：